

理学部入試合格者
保 護 者 各 位

山口大学理学部後援会
会 長 藤井 達夫
山口大学理学部
学 部 長 山中 明

山口大学理学部後援会入会ご案内について（お願い）

拝啓 時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

このたびは、ご子息・ご息女がめでたく山口大学理学部入学の栄誉を得られ、ご本人はもとより保護者の皆様におかれましても、さぞかしお喜びのことと存じます。

さて、理学部では、学生の保護者による後援団体として、「山口大学理学部後援会」（別紙会則参照）が組織されております。

その活動は、主として学生の就職・進学への支援活動、実習等の教育活動、福利厚生活動及び卒業記念品の進呈等並びに理学部における教員の研究活動、学部運営活動等への教育・研究活動に必要な支援を行っているところでございます。

つきましては、保護者の皆様には、出費多端の折、誠に恐縮ですが当後援会の趣旨にご賛同・ご理解を賜り、何とぞご入会くださいますようお願い申し上げます。

なお、入会金 6,000 円および会費（4 年間分 24,000 円）を合わせて、計 30,000 円をお願い申し上げます。

敬具

担当：山口大学理学部予算管理係
電話：083-933-5205

山口大学理学部後援会会則

第1条 本会は山口大学理学部後援会と称し、本学部学生及び大学院生の保護者をもって組織する。

第2条 本会は事務局を山口大学理学部内に置く。（〒753-8512 山口県山口市吉田1677-1）

第3条 本会は学部と家庭との連絡を緊密にし、本学部の教育活動等を充実させるため次の事業を行う。

- (1) 学生教育上の必要な援助
- (2) 就職活動の援助
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な援助

第4条 第2条に規定する事務局には次の職員を置く。

- (1) 事務局長（理学部副学部長をもって充てる。） 1名
- (2) 事務局職員（理学部事務職員等をもって充てる。） 若干名

第5条 事務局は次条に規定する役員を構成員とする役員会と相談の上、次のことを行う。

- (1) 総務関係（会議の招集、役員選出等）
- (2) 会務会計関係
- (3) 会議の記録

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長、副会長 各1名
- (2) 理事 若干名
- (3) 監事 2名
- (4) 学内委員 若干名

2 前項の者に加え、必要に応じ顧問を置くことができる。

第7条 会長、副会長、理事及び監事の選出については、別途細則で定める。

2 学内委員は学部長、副学部長及び評議員並びに教学及び就職各委員会の正副委員長をもって充て、顧問は会長が推挙する。

第8条 会長は会務を掌理し、本会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 顧問は役員会に参加する。
- 4 理事は本会の事業を議決処理する。
- 5 監事は会計の監督に当たる。
- 6 学内委員は役員会に参加する。

第9条 役員会を毎年1回学年始めに開き、次の事項を審議決定するとともに、必要な会務報告を行う。

- (1) 収入、支出予算書等の議決及び決算に関する事項
- (2) 役員人事に関する事項
- (3) 会則の改正に関する事項
- (4) その他会務に関し必要な事項

2 役員会は、前項の定期開催のほか、必要が生じたときには臨時で開催することができる。

第10条 役員会は、構成員の過半数（委任状を含む。）の出席で成立する。

2 役員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第11条 役員会は、会員の3分の2以上の請求により解散させることができる。

第12条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条 本会の経費は次の収入によって支弁する。

- (1) 入会金 6,000円（入学時納入。ただし、本学部出身の大学院生については免除する。）
- (2) 会費 入学時に納入とし、学部学生については24,000円（4ヶ年分）、3年次編入学生については12,000円、大学院生のうち博士前期課程については8,000円、後期課程については6,000円とする。
- (3) 雑収入

附 則

この会則は、昭和56年3月2日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 昭和56年度以前の入学生にかかる会員の会費の額は、改正後の14条第2項の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

この会則は、平成9年4月1日から施行する。但し、平成8年度以前の入学生にかかる会員の入会金及び会費の額は、改正後の第14条の1号及び2号にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この会則は、平成26年7月12日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成30年8月25日から施行する。
- 2 入会金に係る改正後の山口大学理学部後援会会則第13条第1号の規定は、平成31年4月入学者の入会分から適用する。

附 則

この会則は、令和元年6月29日から施行し、改正後の山口大学理学部後援会会則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、令和2年7月2日から施行する。

山口大学理学部後援会細則

第1条 この細則は、山口大学理学部後援会会則（以下「会則」という。）第7条の規定に基づき、本会の会長、副会長、理事及び監事の選出に関し必要な事項を定める。

第2条 会則第7条に規定する理事は、次のとおり選出する。

(1) 学部1年生の保護者から次の区分により5名

ア 数理科学科（1名）

イ 物理・情報科学科（1名）

ウ 化学科（1名）

エ 生物学科（1名）

オ 地球圏システム科学科（1名。ただし、隔年選出とする。）

(2) 大学院1年生の保護者から1名

2 理事候補者は事務局が選任し、役員会の承認を受ける。

第3条 会則第6条に規定する会長、副会長及び監事は、理事のなかから互選する。

第4条 理事の任期は、当該学生が学部生の場合は4年間、大学院生の場合は2年間とする。

第5条 理事の任期中に、当該理事の学生が学籍を離れたとき、又は当該理事から、その職務を全うできない事由により辞退の申し出があったときは、当該理事の学生と同一学科又は専攻から後任理事を選出するものとし、その場合の後任理事の任期は、前条の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

附 則

この細則は、平成26年7月12日から適用する。

附 則

この細則は、平成30年8月25日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年7月10日から施行し、改正後の山口大学理学部後援会細則の規定は、令和3年4月1日から施行する。